

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和3年5月14日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年10月1日から同年11月1日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年10月1日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）ウォンツ山口嘉川店
所在地 山口市嘉川1383の1
- 2 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。